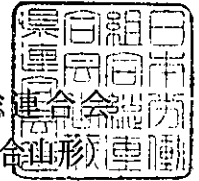


2017年2月7日

山形県中小企業団体中央会
会長 山本 惣一 様

日本労働組合総連合会
山形県連合会（連合山形連動）
会長 岡田 新一



2017 春季交渉に関する要請書

2017 春季生活闘争については、県内各地で働くすべての労働者の総合的な労働条件改善に取り組む観点から、春季交渉にあたり、次の2点について特段のご配慮いただきますようお願いいたします。

その第一は、「所得格差の是正と基本賃金の改善について」であります。

これら賃金に関わる課題については、「経済の自律的成長」「包摂的な社会の構築」「ディーセント・ワークの実現」という3つの視点から、4年連続で賃金引き上げによる「底上げ・底支え」「格差是正」の実現に取り組む考えであります。

特に県内企業の99.8%を占める中小企業は、本県経済の発展に寄与するとともに、県民の有力な就職先として全労働者の87.8%を雇用するなど、地域の経済と雇用を支える主要な担い手となっています。

しかし、これら企業で働く労働者の賃金は、大企業と比して大きな格差が生じており、企業規模の相違を背景とした格差の是正が必要であります。また、県内においては、超少子高齢化と人口減少社会の進展が著しく、労働市場における需給の均衡が崩れ、人材不足が既に顕在化している状況にあります。

この構造的問題である若者の県外流出に歯止めをかけ、定着・定住する地域へ転換していくためには、この受け皿となる雇用環境の改善と、同時に都市圏と地方圏の地域間格差の是正が必要であります。

一方、月例賃金（基本賃金）については、3年連続して総体として名目賃金が引き上げられましたが、実質賃金は社会保険料の負担の増加で相殺され、個人消費をけん引するまでの水準には至っていない状況にあります。

加えて、年収200万以下のワーキングプア（働く貧困層）が県内をはじめ国内で1000万人を超えている現状にあることから、健康で文化的な生活ができる賃金水準までの引き上げが必要であります。

よって、「経済の自律的成長」と「社会の持続性」を実現していくため、月例賃金の改善に積極的に対応いただきますようお願いいたします。



その第二は、「長時間労働の是正について」であります。

2014年11月に「過労死等防止対策推進法」が施行されてから2年が経過しましたが、いまだに過労死や過労自殺が後を絶たず、警察庁の統計では、仕事の原因で自殺した労働者は年間2,000人を超えている現状にあります。

厚生労働省が昨年10月に公表した「過労死等防止対策白書」によると、正規労働者1人当たりの年間総実労働時間は2,000時間前後で高止まりし、年次有給休暇の取得率は長年、5割を下回る水準が続いています。また、1カ月間の残業時間が労災認定の目安となる80時間を超えた正規労働者がいる企業が2割を上回るという深刻な実態が明らかになっています。

こうした異常な長時間労働は、必然的に労働者の過労死・過労自殺という悲惨な結果をもたらす大きな原因であると認識するところであり、社会全体で問い直す必要があります。

これら痛ましい過労死等を繰り返さず、心身ともに健康でいきいきと働き続けられる職場環境を実現していくためには、長時間労働の縮減をはじめ、企業風土や意識の改革が不可欠であります。

したがって、今こそすべての労働者が仕事と生活を両立させるワーク・ライフ・バランスの下で働くことのできる労働環境の整備に向けて、サービス管理の徹底や時間外労働自粛日の設定、労働基準法に基づく産業医等の面接指導の徹底など、長時間労働の是正に向けた実効ある対応策を講じていくべきであります。

そのために職場労使がこの問題に対する意識を高めつつ、具体的対応策を導き出すための知恵出しと問題解決に積極的に対応いただきますよう要請します。

以 上